

吉田松陰の書簡(妹千代宛) 日本の名著31、吉田松陰 中央公論社

妹千代宛、安政元年十二月三日、松陰在野山獄、千代在萩松本

《解説》 吉田松陰の書簡は、本書の底本とした『吉田松陰全集』(岩波書

「松陰には、千代・寿・艶・文の四人の妹がいたが、艶は早世した。この一番上の千代(のち芳子)は、天保三年(一八三二)の生まれで、松陰と

店刊、普及版)に収録されたものだけで、六一九通にのぼっている。これ

は三つちがいである。松陰の母滝の養家児玉太兵衛實備の子、祐之(初め

らを年代別に分類すると、嘉永二年(一八四九、松陰二十歳)一通、同三

初之進)のところに嫁した。その長男が万吉、長女が寿子、次女政子、三

年四通、同四年四七通、同五年一二通、同六年三六通、安政元年(一八五

女富士子、次男庫三と二男・三女をもうけた。

四)五五通、同二年五七通、同三年四六通、同四年三四通、同五年一三四

この千代には、とくに松陰は他の妹を代表して、ここに掲げたような深い

通、そして松陰の没年である安政六年一九三通という区分になる。本書で

愛情のこもった手紙をしばしば書いている。千代の舅太兵衛は親戚中で一

は、そのうちから一五通を収めた。書簡の選択にあたっては、それぞれの

番気むずかしやで知られていた人物でもあったから、松陰の心遣いもまた

時点における松陰の関心や思想的対応の特色が、比較的鮮明に映し出され

一入であったのだろう。千代もまた兄松陰に対して在獄中はその憂鬱を慰

ているものを主とし、松陰の思想の動きや感情の高まりが、限られた数の

め、時折いろいろな物を送っている。その心情に松陰がいたく心を打たれ

書簡を通して、少しでも感じとれるように配慮した。また松陰の思想とと

っていたことは、この手紙のはじめの一節によくあらわれている。そして、

もにその人柄を理解するための素材として、とくに妹宛の書簡も加えた。

嫁や妻として、また、母としての心構えを諄々と説いているのである。

このような意味からも、収録の書簡は現代語訳を行わず、松陰自身の文章

この千代は明治八年(一八七五)、夫祐之を失い、同十五年(一八八二)、

の味を残すこととした。そして、少しでも理解を容易にするために、書簡

長男万吉が亡くなり、庫三が吉田家を相続して東京に移住するや、その隣

ごとに簡単な解説を付し、また注を加えた。

りに住んで大正十三年(一九二四)、九十三歳で晩年を全うした」

十一月二十七日と日づけ御座候御手紙、並びに九ねぶななくねんぼ。みかん

ばあさまは御まめに候や、御老人の御事、万事気をつけて上げ候へ。かか

の類)・三かん・かつをぶしとともに、昨ばん相とどぎ、かこひの内はと

る御らう(老)人は家の重はう(宝)と申すものにて、きん(金)にも玉

もし(灯)くらく候へども、大がい相わかり候まま、そもじ(そなた)の

にもかへらるるものに之れなく候。そもじ事は、いとけなきをりより心得

心の中をざつ(察)しやり、なみだが出てやみかね、夜着をかむりてふせ

よろしきものとおもひ、一しほ親しくおもひ候ひしが、此のほど御文拜し

り候へども、如何にもたへかね、又起きて御文くりかへし見候て、いよいよ

入らざる事までも申し進め候なり。

よ涙にむせび、つひに夫れなりに寝入り候へども、ま(間)なくめぐがさめ、

三日 大にい(大次郎)松陰兄の意

よもすがらね入り申さず、色々なる事思ひ出し申し候。わもじ(わたし)

別にくだらぬ事三四まい(枚)したためつかはし候間、おとどさまか梅に

は、父母様やあに様の御かげにて、きものもあたたかに、給物もゆたかに、

い様(兄杉梅太郎)に、読みよき様に写してもらひ候へ、少しは心得の種

あまつさへ筆かみ書もつ(物)まで何一つふそく(不足)これなく、寒き

にもなり申すべく候。扱て御たよう(多用)の中にも、手習よみものなど

にもきけ申さず候間、御安心成さるべく候。そもじの御家【妹千代の嫁ぎ

は心がけ候へ。正月には、一日ども(くらい)はやぶ入り出来申すべくや。

先である見玉家。当時は千代の夫初之進(のち兵衛門祐之)が当主だった。

どうぞあに様の御きう(休)日をえらび参り候て、心得になる嘶はなども聞

舅太兵衛は隠居中。文中に出てくる万吉が長男。次男がのちの吉田庫三で

き候へ。拙(わたし)も其の日分り候はば、昔嘶なりともしたためて遣は

ある]おばさまも御なくなりなられ候事なれば、そもじ万たん(端)心懸

し申すべし。又正月にはいづくにもつまらぬ遊事をするものに候間、夫れ

け候はでは相すまぬ事、ことにおぢさまも年まし御よはひ(齢)高く成ら

よりは何か心得になるほん(本)なりとも読んでもらひ候へ。貝原(益

せられ候事ゆゑ、別して御孝養を尽し候へかし。又万子(長男万吉)当時

軒)先生の和俗訓・家道訓などは、丸き耳にもよくきこゆるものに候。

四(五歳)も日々心とり申すべく候へば、心を用ひてそだて候へ。赤穴の

又浄る(瑠璃) ほんなども心得ありてきき候へば、ずるぶん役にたつもの候。

ふも、十歳じゅうさい口下の小児の事なれば、言語にてざとすべきにもあらず。只だ正しきを以てかん(感) ずるの外あるべからず。昔聖人の作法には胎教と

扱て又別にしたためたる文に付き、うたをよみ候間ここにしるし侍りぬ。

申す事あり。子胎内たうないにやどれば、母は言語立居より給ものなどに至るまで

頼もしや誠の心かよふらん

万事心を用ひ、正しからぬ事なき様にすれば、生る子、なり(形) すが

文みぬ先きに君を思ひて

ただしく、きりやう(器量) 人に勝るとなり。物しらぬ人の心にては、

右のしたためたるは、そもじを思ひ候より心でをとりぬるが、其のよ

胎内たうないに舍れるみきぎもせずものいはぬものの、母が行かみを正しくしたり

**(夜)**、そもじの文の到来せしは定めて誠の心の文より先きに参りたるや

とてなか通すべきと思ふべけれど、こは道理を知らぬゆゑ合点ゆかぬな

にと、いとたのもしくぞんじ候まま、かくよみたり。

り。凡そ人は天地の正しき氣を得て形を拵へ、天地の正しき理を得て心

三曰

を拵へたるものなれば、正しきは習はず教へずして自ら持得る道具なり。

凡そ人の子のかしこきもおろかなるもよきもあしきも、大てい父母のをし

ゆゑに母の行ただしければ、自らかんずること更につたがふべきにあらず。

へに依る事なり。就中 男子は多くは父の教を受け、女子は多くは母のを

是れを正を以て正しきを感じると申すなり。まして生れ出て目もみえ耳も

しへを受くること、また其の大がいなり。さりながら、男子・女子ともに

きこえ口もものいふに到りては、たとへ小児なればとて何とて正しきに感

十歳口下は母のをしへをうくること一しほおほし。故は父はおごそかに母

ぜざるべきや。扱て又正しきは人の持前とは申せども、人は至つてきこき

はしたし、父はつねに外に出で、母は常に内にあればなり。然れば子の賢

もの故、正しからぬ事に感ずるも又速かなり、能々心得べきことならずや。

愚善悪に関する所なれば、母の教ゆるがせにすべからず。併しその教とい

困つて茲に人の母たるもの行ふべき大切なる事を記す。此の他ちひさき

愚善悪に関する所なれば、母の教ゆるがせにすべからず。併しその教とい

ことは記さずとも、人々弁ふる所なれば略し置きぬ。いろはたとへにも

氏よりはそだちと申す事あり、子供をそだつる事は大切な事なり。

何で其の家衰微せざらんや。聖人の教は死去りて世に居給はぬ親先祖に事

一、夫を敬ひ舅 姑 に事ふるは至つての大切な事にて、婦たるもの

ふるごと、現在の親祖父に事ふ如くすべしとあり。今親祖父現在し給へば、

の行これに過ぎたる事なし。然れども是れは誰しも心得ぬものなければ申

何事も思召を伺ひてこそ行ふべきに、世に居給はぬとて先祖の御心をも

はずともすむべし。扱てかんにやう (肝要) は、元祖已下代々の先祖を敬

察し奉らず五儘計り働くは、是れを先祖を死せりとすと申す、勿体なき事

ふべし。先祖をゆるがせにすれば其の家必ず衰ふるものなり。凡そ人の家

どもなり。

の先祖と申すものは、或いは馬に乗り槍を掲げ、数多度の戦場にて身命を

註 婦人は己が生れたる家を出でて人の家にゆきたる身なり。然れば己が

擲ち千恩の為に働きたるか、或いは数十年夜儀を精勤し尋常ならぬ

生れたる家の先祖の大切な事は、生れ落つるとより弁へ知るべけれど、

績を立てたるか、或いは武芸人にすぐれたるか、文学世にきこえたるか、

ややもすればゆきたる家の先祖の大切な事は思ひ付かぬ事もあらん

何にせよ一かたならぬことありてこそ、百石なり五十石なり知行を賜はり、

能々心得べし。人の家にゆきたれば、ゆきたる家が己が家なり。故に其の

子孫に伝へたるなり。その以下の先祖と申すものも、夫々御奉公其の節を

家の先祖は己が先祖なり、ゆるがせにする事なかれ。又先祖の行状功績等

とげたればこそ、元祖同様に知行を賜はりぬる事なり。この所を能々考へ、

も委しく心得置き、子供等へ昔噺の如く噺し聞かすべし。大いに益ある

この一粒も先祖の御蔭と申すことを寝ても醒めても忘るる事なく、その

事なり。

正月 命日には先祖の事を思ひ出し、身を潔くし体を清め是れを祭り奉り

一、神明を崇め尊ぶべし。大日本と申す国は神国と申し奉りて、神々様の

などすべし。又一事を行心にも先祖へ告り奉りて後行心様にすべし。さす

開き給へる御国なり。然ればこの尊き御国に生れたるものは貴きとなく、

れば自ら邪事 なく、する事なす事皆道理に叶ひて、其の家自ら繁昌する

賤しきとなく、神々様をおろそかにしてはすまぬことなり。併し世俗にも

ものなり。もしこのころえなく己が心まかせに五儘一杯を働きなば、如

神信心といふ事する人もあれど、大てい心得違ふなり。神前に詣でて柏手

を打ち、立身出世を祈りたり、長命富貴を祈りたりするは皆大間違なり。

ふものは兄弟に過ぎたるはなし。もし不幸にして兄弟なきものは従兄弟に

神と申すものは正直なる事を好み、又清浄なる事を好み給ふ。夫れ故神を

しくはなし。従兄弟・兄弟は年齢も互いに似寄りて、もの学びては師匠

拜むには先ず己が心を正直にし、又己が体を清浄にして、外に何の心もな

の教を受けし事をさらへ、事を相談しては父母の命をそむかぬごとく計

くただ謹み拜むべし。是れを誠の神信心と申すなり。その信心が積りゆけ

らふ、皆他人にてとどく事にあらず。此の処を能く考ふべき事なり。

は二六時中己が心が正直にて体が清浄になる、是れを徳と申すなり。

茲に一つの物語あり。吐谷渾と申す夷国の阿豺と申す人、子二十

菅丞相うがしん **(菅原道真)**の御歌に、「心だに誠の道に叶ひなば祈らずとも

人あり。病氣大切なりければ、弟の慕利延を召て申すには「汝言

神や守らん」。また俗語に、「神は正直の頭に合る」といひ、「信あれ

本の矢をとりてをれ」。慕利延これを折りたれば、又申すには

ば徳あり」といふ、能々考へて見るべし。扱て又仏と申すものは信仰する

「汝十九本の矢をとりてをれ」。慕利延折る事あたはず。阿豺申

に及ばぬ事なり。されど強あつち人にさからうて仏をそしるも入らぬ事なり。

すには「汝等能く心得よ、一本立なれば折りやすし、数本集まれ

一、親族を睦むつじくする事大切なり。是れも大てい人の心得たる事なり。併

ば折りがたし、皆々一致し国を固めよかし」と。国にても家にて

し従兄弟と申すもの、兄弟へさしつづいて親しむべき事なり。然るに世の

も道理は同じ事なり。とかく婦人の詞よりして親族不和となる事

中従兄弟となれば甚だ疎そきものおほし。能々考へて見るべし、吾が従兄弟

おほし、忘るるべからず。

と申すは父母のおい **(人偏に至、漢字)** なり。祖父母よりみれば同じく孫

右に記しめるは先祖を尊ぶと、神明を崇むると、親族を睦まじくすると、

なり。さすれば父母・祖父母の心になりて見れば、従兄弟をば決してうと

已上三事なり。是れが子供をそだつる上に大切なる事なり。父母たるもの

くはならぬなり。併しながら従兄弟のうときと申すは、元来父母・祖父母

此の行あれば、子供は誰れ教ふるとなく自ら正しき事を見習ひて、かしこ

の教の行きとどかぬなり。子を教ふるもの心得べきなり。凡そ人の力と思

くもよくもなるものなり。扱て又子供やや成長して人の申す事も耳に入る

様になりたらば、右等の事を本として古今の種々なる物語致しきかすべし。

へ遣はし申したく存じ候。久しく胸中に蓄へたるを昨風と筆を下し、其

子供の時間きたる事は年を取りても忘れぬものなれば、埒もなき事を申し

の夜千代が文参り候事、精誠の感通かとも思はれ候。拙きは何とせう、

聞かすよりは少しなりとも善き事を聞かするにしくはなし。

御閑御座候はば半枚五行位に読みよきやうに御認め、西妹などへ御与え

杉の家法に世の及びがたき美事あり。第一には先祖を尊び給ひ、第二に神

遣はさる間布くや。恐れながら尊大人へ御頼み仕り然るべくや、万々宜し

明を崇め給ひ、第三に親族を睦まじくし給ひ、第四に文学を好み給ひ、第

く頼み奉り候。

五に仏法に惑ひ給はず、第六田畠の事を親らし給ふの類なり。是れ等の

三日

寅じ

事吾なみ兄弟の仰ぎのつとめるべき所なり。皆々能く心懸け候へ、是れ

則ち孝行と申すものなり。

此の書付は阿千代、阿寿（小田村伊之助（後檜取素彦）に嫁した次妹寿の

こと。三妹艶は早世。四妹文は久坂玄蕃に嫁ぎ、久坂の死後、美和と改め、

のち姉寿の死後、檜取家に再嫁した」等へ示し申すべくとて先日より胸中

にたくはへ候処、所詮読書の閑なく夫れきりにいたし置き候。昨朝無事故

風と思ひ付き認め懸け候。又書程に見候へば余りに拙き故止め申すべく

存じ候処、夜中阿千代が文を見、涙を流し、所謂鬼の目にも涙とやら云ふ

しにて（云ったりする）、頻りになつかしく相成り候故、拙きながら妹等